

第十六回国会 運輸委員會 會議錄 第二号

衆議院

昭和二十八年五月二十七日

岡田 五郎君 關谷 勝利君
松井 豊吉君 原 彪君
楠 兼次郎君 川島 金次君
鈴木 仙八君
が理事に当選した。

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)

午後四時三十八分開議

出席委員

委員長 關谷 正一君

理事岡田 五郎君 理事關谷 勝利君

理事松井 豊吉君 理事原 彪君

理事楠 兼次郎君 理事川島 金次君

理事鈴木 仙八君

大久保武雄君 岡本 忠雄君

木村 俊夫君 徳安 實藏君

南條 徳男君 山崎 岩男君

臼井 莊一君 正木 清君

松原喜之次君 竹谷源太郎君

中居英太郎君

出席國務大臣 石井光次郎君

運輸大臣

運輸政務次官 西村 英一君

運輸事務官 岡田 修一君

(海運局長)

委員外の出席者 専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

六月十六日

本船再保険法案(内閣提出第三八号)

同月十七日

臨時船舶建造調整法案(内閣提出第四〇号)

同月十九日

航空機抵当法案(内閣提出第五二号)

同月二十二日

日本航空株式会社法案(内閣提出第六八号)

水先法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

海上衝突予防法案(内閣提出第六九号)(予)

海事代理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)(予)

五月三十日

榎原、北郷駅間にガソリンカー運輸の請願(伊東岩男君紹介)(第三七号)

油津港に臨時鉄道敷設の請願(伊東岩男君紹介)(第三九号)

城海津及び大山塚間踏切存置の請願(福井勇君紹介)(第九二号)

森本自動車営業所移転に関する請願(楠兼次郎君紹介)(第一四九号)

六月一日

神居岩に標識燈設置の請願(松浦周太郎君紹介)(第二二九号)

香深港修築工事促進に関する請願(玉置信一君紹介)(第二三七号)

同月四日

安居線に国営自動車運輸開始の請願(長野長廣君紹介)(第三二二号)

牛深港海難防止施設設置に関する請願(吉田重延君外三名紹介)(第三六五号)

境港灣施設設置に関する請願(足鹿覺君紹介)(第三六六号)

同月八日

紀勢西線と深、田並間に駅設置の請願(世耕弘一君紹介)(第四七四号)

紀勢西線に通車列車増発の請願(世耕弘一君紹介)(第四七五号)

神居岩に標識燈設置の請願(熊三郎君紹介)(第四七六号)

名寄線等にダイヤルカー運輸の請願(松浦周太郎君紹介)(第四七七号)

稚内港を重要港灣に指定の請願(武田信之助君紹介)(第四七八号)

稚内港拡張に関する請願(武田信之助君紹介)(第四七九号)

宗谷港を避難港に指定の請願(武田信之助君紹介)(第四八〇号)

同月九日

辺富内線を根室本線十勝清水駅まで延長の請願(伊藤郷一君紹介)(第五六二号)

佐田湾を避難港に指定の請願(高橋英吉君紹介)(第五六三号)

牛深港海難防止施設設置に関する請願(園田直君紹介)(第五六九号)

同月十三日

西牧内地内に駅設置の請願(小林鈴君紹介)(第七三二二号)

根室本線御影、芽室間駅間に簡易乗降場設置の請願(伊藤郷一君紹介)(第七三三三号)

福塩線府中、下山辺駅間電化の請願(高橋等君紹介)(第七三四号)

栗原鉄道改軌に関する請願(只野直三郎君紹介)(第七三五号)

温田駅名変更等に関する請願(今村忠助君紹介)(第七三六号)

土管等の鉄道運賃割引に関する請願(中野四郎君紹介)(第七三七号)

同月十五日

防落網施設による損失補償金交付に関する請願(川島正次郎君紹介)(第七八三三三号)

八戸、北福岡間に国営自動車運輸開始の請願(山崎岩男君紹介)(第七九五五号)

八戸、軽米間に国営自動車運輸開始の請願(山崎岩男君紹介)(第七九六〇号)

大畑鉄道敷設促進の請願(山崎岩男君紹介)(第七九七〇号)

鉄道敷設法の一部改正等に関する請願(山崎岩男君紹介)(第七九八〇号)

常磐線一丁目踏切改修の請願(島上善五郎君紹介)(第七九九九号)

青森港中央ふ頭、臨港鉄道敷設に関する請願(山崎岩男君紹介)(第八〇〇〇号)

青森港中央ふ頭、臨港鉄道敷設に関する請願(山崎岩男君紹介)(第八〇〇一號)

北千住駅改築の請願(島上善五郎君紹介)(第八〇二二号)

大間鉄道敷設促進並びに大間港国営修築等の請願(山崎岩男君紹介)(第八〇三三三号)

元金鶏殿章拜受者に国有鉄道無賃乗車券交付の請願(越智茂君紹介)(第八五四四号)

同月十七日

福塩線府中、下山辺駅間電化の請願(高橋等君紹介)(第一二〇二二号)

同月二十日

隼人、古江間鉄道敷設の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇六六号)

永野田駅を貨物取扱駅に昇格の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇七七号)

鹿屋駅改築の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇八八号)

鹿屋市に国立気象台設置の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇九九号)

青森、野辺間にガソリンカー運輸の請願(山崎岩男君紹介)(第一二一〇〇号)

茅野駅東口開設の請願(原茂君紹介)(第一二一一二号)

一乗谷村地内に駅設置の請願(齋木重一君紹介)(第一二一二二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二日

自動車運送事業の免許制度存続に関する陳情書(石川県通運労働組合協議会議長白沢実)(第八四四号)

国鉄鍬冶屋原線の延長実現に関する陳情書(徳島県町村議会議長会会長由井貞治郎)(第八五五号)

牟岐線延長の急速実現に関する陳情書(徳島県町村議会議長会会長由井貞治郎)(第八五六号)

阿久根、帖佐重富間鉄道敷設に関する陳情書(鹿児島県阿久根市青年団長猿峯一夫外十四名)(第八七七号)

四国循環鉄道阿土海岸線建設に関する陳情書(徳島県議會議長川真田郁夫)(第八八八号)

四国本土連絡鉄道新設に関する陳情書(徳島県議会議長川真田郁夫)(第八九号)

四国循環鉄道開設促進に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)(第九〇号)

二十二級鮮魚並びに冷凍魚の貨車運賃割引に関する陳情書(小樽市長安達与五郎外七名)(第九一七号)

越美南線各駅の小口貨物輸送スピード化の陳情書(岐阜県郡上郡町村長会長美谷協三外五百八十名)(第九二二号)

港湾工事補助対象範囲拡張に関する陳情書(宇和島市議會議長松田満義)(第九三三号)

伊那バスの高遠線運輸等に関する陳情書(長野県上伊那郡高遠町長馬場恒好外十五名)(第九一八号)

山陰線浦安駅舎南側移転反対の陳情書(鳥取県東伯郡八幡町長中井光蔵外一名)(第九一九号)

地方鉄道軌道整備法制定に関する陳情書(群馬県知事北野重雄外三名)(第九一八五号)

国鉄職員地方議會議員の兼職禁止撤廃の陳情書(新津市議會議長石川弥太郎)(第九一七七号)

北海道名寄町地方にディーゼルカー運輸に関する陳情書(北海道上川郡名寄町長鈴木秀吉外二名)(第九二七一号)

海上観光事業振興に関する陳情書(全日本観光連盟会長佐藤尚武)(第九三七六号)

北海道戸井線鉄道敷設並びにその延

長に関する陳情書(北海道渡島町村議會議長会長池田金助)(第九三七七号)

めん類の国鉄貨物等級是正に関する陳情書(香川県製粉製麵協同組合理事長横田柳助)(第九三七八号)

本日の會議に付した事件

木船再保險法案(内閣提出第三八四〇号)

臨時船舶建造調整法案(内閣提出第四〇〇号)

航空機抵当法案(内閣提出第五二〇号)

○關内委員長 これより開会いたします。

木船再保險法案、臨時船舶建造調整法案及び航空機抵当法案の三案を一括議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。石井運輸大臣。

木船再保險法案

木船再保險法

(一)の法律の目的

第一条 この法律は、政府が、木船相互保險組合(船主相互保險組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第二条第二項に定める木船相互保險組合をいう。以下「組合」という。)が同法の規定による保險事業によつてその組合員に對して負う保險責任を再保險し、もつて組合の健全な経営を確保することを目的とする。

(再保險)

險責任を再保險するものとする。

(再保險關係の成立)

第三条 政府と組合との間の再保險關係は、組合とその組合員との間の保險關係の成立により、その成立の時に於いて、成立する。

(再保險金額)

第四条 再保險金額は、保險金額の百分の七十とする。

(再保險料率)

第五条 再保險料率は、組合の保險料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

2 前項の割合は、すべての組合の保險料の合計額から組合の通常の事務費の合計額を控除した額とすべての組合の保險料の合計額との割合を基準として定める。

(政府の支払うべき再保險金の金額)

第六条 政府が支払うべき再保險金の金額は、組合が支払うべき保險金の金額の百分の七十とする。

(再保險料の分割納付)

第七条 政府は、組合が、当該組合の定款で定めるところにより組合員から保險料を分割して徴収するときは、その徴収する当該保險料に對応するように再保險料を分割して納付させてもよい。

(再保險料の払い戻し)

第八条 政府は、組合が、その組合の定款で定めるところにより保險料の払い戻しをしたときは、政令で定めるところにより、その組合に對し、再保險料の一部を払い戻すことができる。

(保險關係に関する事項の通知)

第九条 組合は、その組合員との間に保險關係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該保險關係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

(保險事故發生の通知)

第十条 組合は、組合が負担した危險の發生によつて損害が生じたことを認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

(再保險の免責)

第十一条 左の場合には、政府は、再保險金の全部又は一部につき支払の責を免れる。

一 組合が法令又は定款に違反して保險金を支払つたとき。

二 組合が損害額を不当に認定して保險金を支払つたとき。

三 組合が不正の目的をもつて、前二条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(組合が委付等により取得した權利)

第十二条 政府が組合に對して再保險金を支払おうとする場合において、組合が当該保險關係に係る委付又は代位により取得した權利があるときは、運輸大臣は、その一切の權利の適正な行使が行われるように、その行使の方法について審査しなければならない。

第十三条 再保險金の支払を受けた組合は、当該保險關係に係る委付又は代位により取得した權利を行使した場合に、その行使によつて得た金額から行使に要した費用を控除した額の百分の七十に相当する金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

(報告等)

第十四条 運輸大臣は、この法律に規定する再保險事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、組合に對し、その事業に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を命ずることができる。

(検査等)

第十五条 運輸大臣は、この法律に規定する再保險事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、組合の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(再保險事業に関する事務費の繰入)

第十六条 政府は、この法律に規定する再保險事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎會計年度、予算で定めるところにより一般會計から木船再保險特別會計に繰り入れるものとする。

(短期時効)

第十七条 再保險金の支払の義務及び再保險料の払い戻しの義務は二年、再保險料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(審査の請求)

第十八条 組合は、再保険に関する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、本船再保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(本船再保険審査会)

第十九条 運輸省に、本船再保険審査会を置く。

2 本船再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理する。

第二十条 本船再保険審査会は、委員四人をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき運輸大臣が任命する。

- 一 大蔵省の職員 一人
- 二 運輸省の職員 一人
- 三 組合の役員 一人
- 四 学識経験のある者 一人

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に規定するものの外、本船再保険審査会の委員及び運営に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(罰則)

第二十一条 左の各号の一に該当する場合においては、その行為をした組合の役員、使用人又は代理人は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、

若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出したとき。

二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に組合とその組合員との間に保険関係が存する場合は、この法律の施行により、当該保険関係に関する政府と組合との間の再保険関係が、この法律の施行の日に成立するものとする。

3 前項の規定により成立した再保険関係に係る再保険料は、当該再保険関係に係る組合とその組合員との間の保険関係に係る保険料のうち、再保険関係の成立の日の間の間に係るものに対応する再保険料を含まないものとする。

4 組合は、附則第二項の規定により政府と組合との間に再保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも同様とする。

5 第十一条（同条第三号の場合に限る。）の規定は、前項の規定による通知に關して準用する。

6 本船保険法（昭和十八年法律第三十九号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 印紙税法（明治三十二年法律第

五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第九号ノ六の次に次の一号を加える。

九ノ七 本船相互保険組合ノ発

スル証書、帳簿

8 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四号第一項第十五号の三の次に次の一号を加える。

十五の四 本船相互保険組合の設立を認可し、及び本船再保険事業を行うこと。

第二十三号第一項第七号を次のように改める。

七 本船相互保険組合の設立の認可及び本船再保険事業に關すること。

第三十八号第一項の表中水先審議會の項の次に次の一項を加える。

9 船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「百隻以上を「百隻以上（本船相互保険組合にあつては「百隻以上）」に改める。

第四十三号に次の一項を加える。

金の額が政府から支払を受ける再保険金の額を下ることとならないようにしなければならない。

第五十四号に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、第十六条第二項第三号に掲げる書類に定めた事項のうち保険料に関する事項（本船相互保険組合に關するものに限る。）について、同条第四項の規定により変更の認可をし、又は第五十一条の規定により変更の命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

臨時船舶建造調整法案
臨時船舶建造調整法

(目的)
第一条 この法律は、臨時に船舶の建造についての調整を行い、もつてわが国の国際海運の健全な発展に資することを目的とする。

(建造の許可)
第二条 造船事業者が、総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定により遠洋区域又は近海区域の航行区域を定めることのできる構造を有するもののうち政令で定めるものの建造（政令で定める重要な改造を含む。以下同じ。）をしようとするときは、その建造の着手前に運輸大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)
第三条 運輸大臣は、前条の許可の申請が、左の各号に掲げる基準に

適合すると認めるときは、同条の許可をしなければならない。

一 当該船舶の建造によつてわが国の国際海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと。

二 当該船舶を建造する造船事業者が、その船舶の建造に必要な技術及び設備を有していること。

2 前項第一号に掲げる基準の適用は、その判断の基礎となる事項につき、運輸大臣が海運造船合理化審議会にはかり、その意見を尊重して決定し、これに従つてしなければならない。

3 前項の規定により運輸大臣が決定した事項は、告示しなければならない。

(許可事項の変更)
第四条 第二条の許可を受けた者が、当該許可に係る船舶の設計のうち運輸省令で定める事項につき変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(不服の申立)

第五条 この法律の規定による運輸大臣の処分に関する不服のある者は、運輸大臣に対し、不服の申立をすることができる。

(聴聞)
第六条 運輸大臣は、前条の不服の申立を受理したときは、その不服の申立を受理した者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、聴聞の期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

4 運輸大臣は、前項の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(罰則)

第七條 第二條の規定による許可を受けないうで、船舶の建造に着手した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 第四條の規定による承認を受けないうで変更した設計に基づき、当該変更部分の工事に着手した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、同條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限り効力を失う。

3 第二條の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4 臨時船舶管理法(昭和十二年法

律第九十三号)は、廃止する。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十六号を次のように改める。
十六 船舶の製造及び改造を許可すること。

6 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第八條を次のように改める。

第八條 削除

航空機抵当法案
航空機抵当法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、航空機に関する動産信用の増進により、航空の発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「航空機」とは、飛行機及び回転翼航空機で航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章の規定による登録を受けたものをいう。

(抵当権の目的)

第三條 航空機は、抵当権の目的とすることができる。

(抵当権の内容)

第四條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した航空機(以下「抵当航空機」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(対抗要件)

第五條 抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿

に運輸大臣が行う登録を受けなければならない。第三者に対抗することができない。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第六條 抵当権は、抵当航空機に附加して一体となつて、その物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定めがある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

(不可分性)

第七條 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当航空機の全部につき、その権利を行使することができる。

(物上代位)

第八條 抵当権は、抵当航空機の売却、賃貸、滅失又は毀損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合において、その払戻又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(物上保証人の求償権)

第九條 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当航空機の所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従ひ、債務者に対して求償権を有する。

(抵当権の順位)

第十條 数個の債権を担保するため同一の航空機について抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。

(先取特権との順位)

第十一條 同一の航空機について抵当権及び先取特権が競合する場合、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(担保される利息等)

第十二條 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてののみその抵当権を行使することができる。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金を通算して二年分をこえることができない。

(抵当権の処分)

第十三條 抵当権者は、抵当権を他の債権の担保に供し、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

(共同抵当の代償の配当)

第十四條 抵当権者は、抵当権を他の債権の担保に供し、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2 前項の場合において、抵当権者が数人のために抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登録にした附記の前後による。

第十四條 前條の処分は、民法第四百六十七條の規定に従ひ、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないで行つた弁済は、これをもつてその者に対抗することができない。

(代償弁済)

第十五條 抵当航空機を買ひ受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代償を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

(第三取得者の費用償還請求権)

第十六條 抵当航空機を取得した第三者が抵当航空機について必要費又は有益費を出したときは、民法第四百九十六條の區別に従ひ、抵当航空機の代償をもつて最も先にその償還を受けることができる。

(共同抵当の代償の配当)

第十七條 債権者が同一の債権の担保として数個の航空機の上に抵当権を有する場合において、同時にその代償を配当すべきときは、その各航空機の価額に応じてその債権の負担を分ける。

2 ある航空機の代償のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代償につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の航空機につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行う者は、その抵当権の

登録にその代位を附記することができる。

(一般財産からの弁済)

第十八条 抵当権者は、抵当航空機の代価で弁済を受けない債権の部分については、他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当航空機の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

(抵当権者に対する通知)

第十九条 運輸大臣は、抵当航空機が航空法第八条第一項第三号に該当することとなつた場合において、同条第一項の規定によりまつて消登録の申請を受理したとき、又は同条第二項の催告をした後当該航空機の所有者が同項の期間内にまつて消登録を申請しないときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。

(抵当権の実行)

第二十条 抵当権者は、前条の通知を受けたときは、当該航空機に対して、直ちに、その権利を実行することができる。

2 前項の規定により抵当権を実行しようとするときは、抵当権者は、前条の通知を受けた日から三箇月以内に、その手続をしなければならぬ。

3 運輸大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができ、期間内及び抵当権の実行の

終るまでの期間内は、第一項の航空機について航空法の規定によるまつて消登録をすることができない。

4 競落を許す決定が確定したときは、第一項の航空機について航空法第八条第一項第三号の事由が発生しなかつたものとみなす。

(時効による消滅)

第二十一条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によつて消滅しない。

第二十二条 債務者又は抵当権設定者以外の者が抵当航空機について取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

(質権設定の禁止)

第二十三条 航空機は、質権の目的とすることができない。

(命令への委任)

第二十四条 航空機登録原簿の記載その他登録に関する事項は、政令で定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ三第一項中「航空機ノ登録」を「航空機ニ関スル登録」に、同項第一号中「新規登録」を「新規登録又は移転登録」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一ノ二 抵当権ノ取得 債権金額 千分ノ三

第四条ノ三第一項第二号の次に次の三号を加える。

二ノ二 抹消シタル登録ノ回復 航空機每一箇 金五十円

二ノ三 仮登録 航空機每一箇 金五十円

二ノ四 附記登録 航空機每一箇 金五十円

第四条ノ三第一項第三号中「抹消」を「更正又ハ抹消」に改める。

3 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ三中「所轄登記所」を「関係官庁」に、同条第一項中「不動産又ハ船舶」を「不動産若ハ船舶又ハ登録シタル自動車若ハ航空機」に、「登記」を「登記又ハ登録」に改める。

4 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四ノ三 航空機抵当

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 航空機抵当に関すること。

6 航空法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(登録)

第三条 運輸大臣は、この章で定めるところにより、航空機登録原簿に航空機の登録を行う。

第三条の次に次の二条を加える。

(国籍の取得)

第三条の二 航空機は、登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

(対抗力)

第三条の三 登録を受けた飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五条の見出しを「(新規登録)」に改め、同条中「登録は、航空機の所有者の申請により」を「登録を受けていない航空機の登録(以下「新規登録」という)は、所有者の申請により」に改め、同条第六号中「及び登録番号」を削る。

第六条中「登録」を「新規登録」に改める。

第七条を次のように改める。

(変更登録)

第七条 新規登録を受けた航空機(以下「登録航空機」という)について第五号第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次条の規定による移転登録又は第八条の規定による

よるまつて消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

第七条の次に次の一条を加える。

(移転登録)

第七条の二 登録航空機について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、移転登録の申請をしなければならない。

第八条の見出しを「(まつて消登録)」に改め、同条中「登録のまつて消を申請し」を「まつて消登録の申請をし」に、同条第一項第二号中「三箇月」を「二箇月」に、同条第三項中「登録をまつて消し」を「まつて消登録をし」に改め、同項中「正当な理由がないのに」を削る。

第八条の次に次の三条を加える。

(航空機登録原簿の謄本等)

第八条の二 何人も、運輸大臣に對し、航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付を請求し、又は利害關係がある部分に限り航空機登録原簿の閲覧を請求することができる。

(登録記号の打刻)

第八条の三 運輸大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

2 前項の航空機の所有者は、同項の打刻を受けるために、運輸大臣の指定する期日に当該航空機を運輸大臣に呈示しなければならない。

3 何人も、第一項の規定により打刻した登録記号の表示を、損してはならない。

(新規登録を受けた飛行機及び回航機航空機に関する強制執行等)

第八條の四 新規登録を受けた飛行機又は回航機航空機に関する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

3 前二項の規定は、新規登録を

第百三十五條の表中「一 第十條第一項の耐空証 一 八万一千四百円」を

「一 航空機登録原簿の謄本 五十円」若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

一の二 第十條第一項の耐空証明を申請する者 八万一千四百円

第百五十條中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八條の三第二項の規定に違反して、航空機を呈示しなかつた者

一の二 第八條の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を、損した者

第百五十九條中「又は人の業務」の下に「又は財産」を加える。

第百六十一條中第一号を第一号の二とし、同号中「第七條第一項」を削り、同号の前に次の一号を加える。

一 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請

を受けた飛行機又は回航機航空機の義務について準用する。

第九條を次のように改める。

(命令への委任) 第九條 航空機登録原簿の記載、登録の回復、登録の更正その他登録に関する事項は、政令で定める。

2 航空機登録証明書及び登録記号の打刻に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第十五條中「登録がまつ、消された」を「まつ、消登録があつた」に改める。

第百三十五條の表中「一 第十條第一項の耐空証 一 八万一千四百円」を

「一 航空機登録原簿の謄本 五十円」若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

一の二 第十條第一項の耐空証明を申請する者 八万一千四百円

第百五十條中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八條の三第二項の規定に違反して、航空機を呈示しなかつた者

一の二 第八條の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を、損した者

第百五十九條中「又は人の業務」の下に「又は財産」を加える。

第百六十一條中第一号を第一号の二とし、同号中「第七條第一項」を削り、同号の前に次の一号を加える。

一 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請

10 運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回航機航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしななければならない。

11 前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八條の三第二項及び第三項、第百五十條第一号及び第一号の二並びに第百五十九條の規定を準用する。

○石井國務大臣 だいたい上程されました木船再保険法案について御説明申し上げます。

木船は、いわゆる機帆船、はしけ、引船等を合せて總計約二万八千隻、約百万噸を擁しておりまして、機帆船について見ても、その輸送量は内航汽船の一倍半以上であつて、国内輸送上きわめて重要な地位を占めてい

るのであります。木船海運業は概して零細企業でありまして、その大部分がいわゆる一ぱい船主で、みづから家族とともに乗り組んでおり、木船は木船船主にとつてその全財産といつても過言でないであります。また唯一の生活手段でもあるのであります。従つて木船の滅失は、一方において国内輸送の円滑な運営を阻害するとともに、他方において木船船主を生活の困難に陥れ、社会問題化するおそれがあるのであります。

しかるに木船は鋼船に比べまして、危険率が高く、従つて保険料も高く、また木船船主側にも保険思想の普及が遅れているため、木船保険は當利保険の対象としては不適当な弱体保険であります。このため昭和二十五年、船主

相互保険組合法が制定され、木船船主が相互に相集まつて結成する木船相互保険組合によつて相互保険を行い得ることとなつたのであります。この木船相互保険組合の保険事業には、再保険を引受ける機関がないのでありまして、これは保険事業として危険をま

りないものであります。また現在の木船相互保険組合は、発足後いまだ二年を経過したばかりで、その基礎も弱小で、信用度も微弱であり、附保隻数も全機帆船の二割にも満たない状態でありまして、これらの弱点を是正補強するため、新たに木船再保険特別会

計を設けて、政府が木船相互保険組合の負う保険責任を再保険し、もつて木船相互保険組合の健全な経営を確保するの、この法律案を提出する理由であります。

次にこの法律案の概要は、木船相互保険組合とその組合員との間に保険関係が成立したときは、同時にかつ強制的にその保険金額の百分の七十を政府に比例再保険することとしたし、政府がこの再保険事業を行うために要する木船再保険特別会計の事務費は、一般會計から繰入れて国庫で負担することとしたし、また、政府が木船相互保険組合の保険責任を再保険することとなつたために、弱小な木船相互保険組合が濫立することを防止し、木船相互保険組合及び政府の木船再保険事業の健全な経営を確保するため、附則

において船主相互保険組合法を改正し、従来附保隻数百隻以上となつていた木船相互保険組合の設立要件を、附保隻数三百隻以上に改正するものであります。

なお木船再保険制度実施に要する経費及び木船再保険特別会計予算は、昭和二十八年八月一日から実施できるよ

うに昭和二十八年度政府予算案に計上せられております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

次に臨時船舶建造調整法案の提案理由について御説明申し上げます。

戦後わが国商船隊の再建につきましては、臨時船舶管理法によりまして建造の許可制度が行われておりました

が、同法は去る四月二十八日限りその効力を失いました。しかしながら新船の建造に關する諸般の情勢にかんがみ、次に申し述べますような理由に基

きまして、右の許可制度を四年間限り國際航海上從事いたします船舶について実施したいというのが、この法律案を提出したすゆえんであります。

さてわが國海運界の現状を見まするに、戦争によつて崩壊した商船隊の再建のために、戦後巨額な財政資金及び市中資金が投下され、さらに最近世界海運市況の悪化による船主の建造資金調達

の困難化に伴い、政府は建造資金の造成を容易にするために、財政融資の増率、利子補給あるいは損失補償制度の確立等に肝担を砕いておりまして、これらの諸制度につきましても今国会で御審議をお願いする予定になつております。

このように海運の再建につきましては、國家が種々助成の方途を講じますことは、海外依存度の高いわが國經濟にとりまして、商船隊の再興が經濟の自立化達成のための欠くべからざる要件であるからであります。ことに最近國際情勢の變転によりまして憂慮されてお

る費及び木船再保険特別会計予算は、昭和二十八年八月一日から実施できるよ

うに昭和二十八年度政府予算案に計上せられております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

次に臨時船舶建造調整法案の提案理由について御説明申し上げます。

戦後わが國商船隊の再建につきましては、臨時船舶管理法によりまして建造の許可制度が行われておりました

が、同法は去る四月二十八日限りその効力を失いました。しかしながら新船の建造に關する諸般の情勢にかんがみ、次に申し述べますような理由に基

りまする国際収支の均衡のためにも、戦争によつて壊滅したわが外航商船隊の急速かつ適切な再建と整備とに努めなければならぬことは言うまでもないところであります。

さて、かくの如く国家が商船隊の再建につき深い関心を持つておりまする以上、今後建造されます船舶は、真に国民経済の要請に適合するものでなければならぬのでありまして、このためには新船の建造につきまして政府が何らかの調整権能を留保することが適当と思料されるのであります。そしてこれは同時にまた、貴重な資金の有効かつ合理的使用という見地から申しまして、開銀をはじめ金融機関の建造融資に対する政府の助言と協力の体制として十分有効な機能を發揮し得るものと存するのであります。

さて政府が新船の建造につきどのような判断を加えるかと申しますると、緊急に整備を要しまする航路の判定とか、当該航路におきましての適正な船腹量及び船質の決定とか、商船隊再建の方向と航海条約や運賃同盟等に関連する複雑な対外関係とか、あるいは海運業者なり造船業者なりに対しまする一般的な政策面の考慮等でありまして、このような点を考えれば、おのずから建造されます船舶の選択について一定の順序が存在するのでありまして、ここに船舶の建造許可制を通じて、かかる問題の調整を行い、もつて新造船計画をあまりなく遂行し、商船隊再建と整備の目標を最もよく達成させようといったのであります。

以上が本法を制定いたしますおまな理由であります。次に、本法案のおまな内容について簡単に申述べます

れば、まず造船事業者が、国際航海に従事し得る五百総トン以上の鋼製船舶を建造または重要な改造をいたします場合には、運輸大臣の許可を必要とする。また運輸大臣が右の許可をいたします場合には、一定の基準に従つてこれをなすことを要し、その場合許可の判断の基礎となり得る重要な事項につきましては、あらかじめ海運造船合理化審議会に諮つてこれを決定しなければならぬこと等を規定してゐるのであります。

また、本許可制度は、それが企業の活動に対する制約となる点より、商船隊の再建が一応目標に到達すると考えられる時期すなわち四箇年間の臨時立法であることを規定いたし、許可の対象につきましては、臨時船舶管理法では鋼船の全部と、木船の二十総トン以上でありましたのを、本法案では単に五百総トン以上の、しかも国際航海に従事し得る鋼製船舶に限定してゐるのであります。

ここに許可対象となる船舶の建造を五百総トン以上といたしてありますのは、本法はさきにも申し述べましたように、建造許可制度を通じてわが国外航商船隊の再建と整備に資するということを目的としておるのでありまして、この場合外航とは、日本、外国間及び外国相互間に就航することを意味し、従いまして朝鮮、台湾等を含めた近海一區以遠の国際航海にはおおよね五百総トン以上の船舶がこれに従事し得るからなのであり、また一九四八年の海上における人命の安全のための国際条約におきましても、国際航海に従事する船舶として五百総トン以上の船舶を取上げておるからなのであります。

す。現在のところ財政資金融資の対象となつておりますのは、もつぱら遠洋区域の航海に従事し得る大型船の建造に限られておりますが、前述のように本法はあくがわが国外航商船隊の再建、整備に資せしめるという趣旨から申しまして、五百総トン以上の外航船舶について建造許可制をとることとしたのであります。

なお、最後に、漁船法との関係であります。臨時船舶管理法では、漁船のうち母船、魚獲物運搬船、トロール船、捕鯨船の四種についてのみ、同法第八条によりまして建造許可の適用を受けることになつておりましたが、本法案では一般商船に準ずるような機能を有する前二者についてのみ適用することとし、特に漁船としての建造許可は行わないこととしたのであります。

以上をもちまして提案理由の説明を終りたいと存じますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決あらんことを御願ひ申し上げます。

最後に航空機抵当法案について、提案の理由を御説明いたします。

わが国の民間航空は、昨年平和条約の発効に伴い、ようやくその自主性を回復したのであります。戦後七年有余の空白時代を経ており、その間に余の飛躍的發展を遂げた世界の航空界に比べて、著しく立ち遅れている現状であります。従つてわが国としては、この立ち遅れた民間航空をすみやかに再建し、その健全な発達をはかるために、直接及び間接の育成措置を講ずる必要があり、特に高価な航空機の購入資金の確保を容易にすることは今日きわめて緊要であります。しかしながら現行の金融取引におきましては、航空機を担保に供するためには、譲渡担保の形式によるほかはないのであります。譲渡担保は法律上きわめて不備であり、取引の安全を害するおそれも少なくないのであります。この弊を除くためには、動産たる航空機について最も近代的な担保方法たる抵当制度を利用する道を開く必要があるものであります。先般航空審議会もわが国民間航空の再建方策についての答申におきまして、この航空機抵当制度の創設を強く要望してゐるのであります。以上の理由によりまして、ここに航空機抵当法案を提出する次第であります。

次に航空機抵当法案の要旨について申し上げます。

第一に、航空法による登録を受けた飛行機及びヘリコプターをもつて、抵当権の目的としたしております。

第二に、航空機の抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録簿に登録を受けなければ、第三者に對抗することができないものとしたしております。

第三に、航空機の抵当権の内容、効力等に関し、ほぼ民法の抵当権に関する規定と同様な規定を置いております。

第四に、本法案の附則において、現行の航空法の一部を改正いたしまして、国籍取得の要件たる登録に、航空機の所有権に関する対抗力を付与し、更に登録記号を打刻する等によりまして、抵当制度の基礎条件たる公示方法の確立と航空機の同一性の把握について万全を期した次第であります。

以上この法案について、その大要を

御説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、可決されるようお願いいたします次第であります。

○關内委員長 三案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

次会は明二十四日午前十時より開会することとしたし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

昭和二十八年六月二十七日印刷

昭和二十八年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局